

集合住宅等の建設における資源保管場所設置の手引き

北区生活環境部リサイクル清掃課

建 築 主 様

日頃より区政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

北区では、ごみの減量化と資源の効率的な再利用の促進を目的として、びん・缶・ペットボトルのステーション回収や、新聞・雑誌等の集団回収の支援を行っております。

これらの資源回収には、一時的な置き場を必要とするため、各町会・自治会等にご協力いただき、回収容器の管理や回収場所の提供をしていただいております。

集合住宅等については居住者が多数となることを鑑み、「集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱」を定め、建築物または敷地内に資源の保管場所を設けて自主管理していただいております。

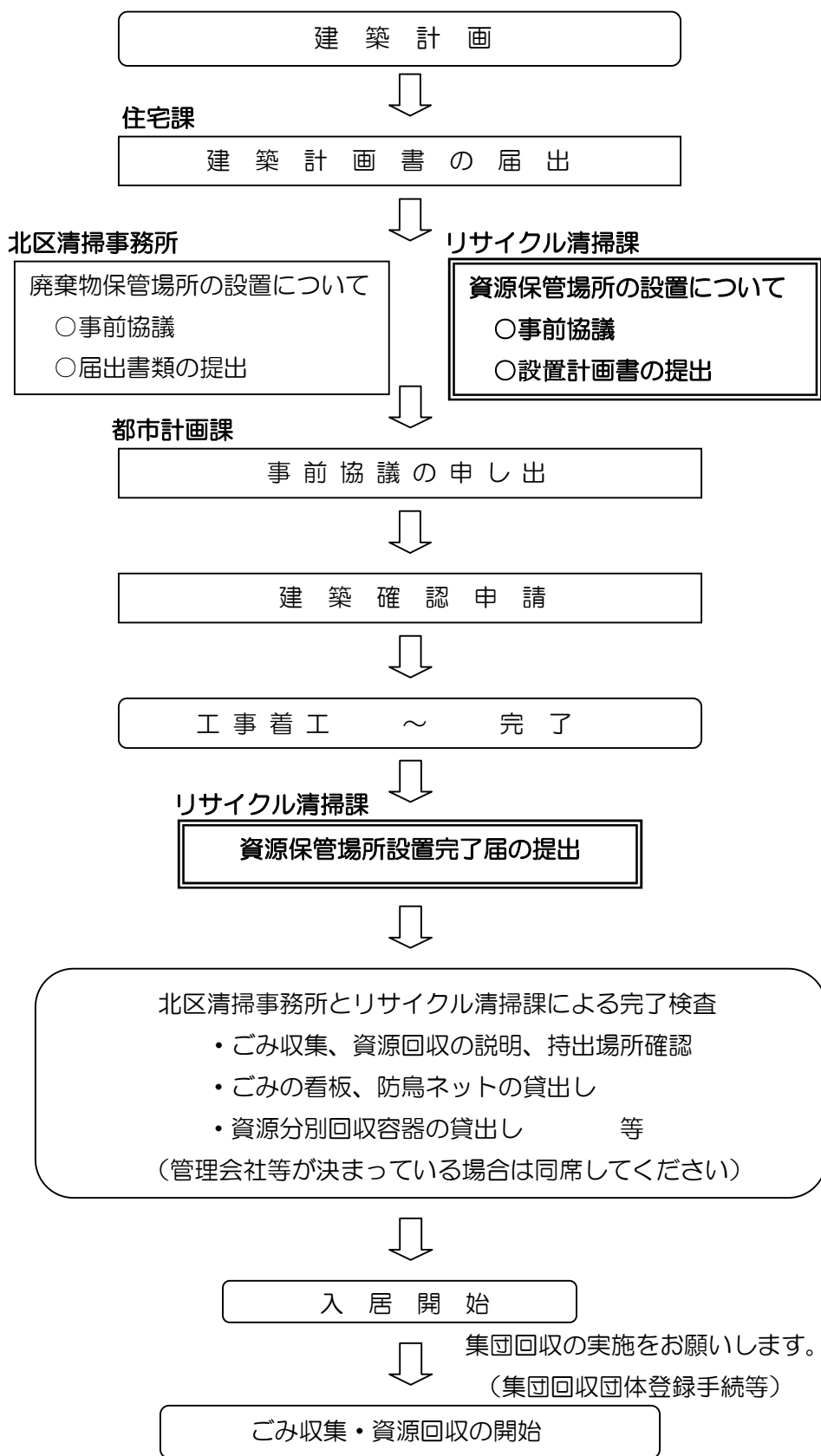
ごみの減量化と資源の効率的な再利用の促進を図るため、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

北区生活環境部リサイクル清掃課

目 次

1	事前協議等の流れ	1
2	協議事項等	2
3	資源保管場所の設置手順	3
4	参 考	
	・ 集合住宅の建築および管理に関する条例（抜粋）	6
	・ 集合住宅の建築および管理に関する条例施行規則（抜粋）	6
	・ 北区居住環境整備指導要綱（抜粋）	6
○	集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱	7
	・ 「資源保管場所面積算定表」	別表（第5条関係）
	・ 「資源保管場所設置計画書」	第1号様式（第7条関係）
	・ 「資源保管場所設置完了届」	第2号様式（第7条の2関係）

1 事前協議等の流れ



2 協議事項等

- 協議事項 … 資源保管場所の設置
※リサイクルの対象品目となる資源（古紙・びん・缶・ペットボトル等）を保管しておくためのスペースです。ごみ置き場（廃棄物保管場所）等については、別途、北区清掃事務所と事前に協議してください。
- 対 象 … 3階建てかつ15戸以上の集合住宅等
※高齢者施設、障害者福祉施設、寮等の居住を目的とした建築物で、入居者が区のごみ収集および資源回収を受ける場合を含みます。
- 提出書類 … 「資源保管場所設置計画書」
※建築主の印鑑は不要です
- 添付書類 … 別表「資源保管場所面積算定表」（必要事項を記入のこと）
現地案内図、一階平面図
保管場所の展開図（棚の有効面積を求める計算式を記載）
- 提出部数 … 1部
※控えが必要な場合はあらかじめコピー等をお持ち下さい。
- 提 出 先 … 北区生活環境部リサイクル清掃課
北区王子本町1-15-22 北区役所第二庁舎3階
担当：計画事業係 03(3908)8539

3 資源保管場所の設置手順

(1) 別表「資源保管場所面積算定表」により、必要面積を算出してください。

①当該集合住宅の住居占有面積に応じて、居住人数を算出してください。

住居占有面積	~20㎡	~30㎡	~40㎡	~50㎡	~60㎡	60㎡超
算定人数	1.0人	1.5人	2.0人	2.5人	3.0人	4.0人

②算定した居住人数を基に、資源の分別回収に必要な容器数等を算出してください。

ア 可燃・不燃ごみと合わせた一人一日あたりのごみと資源の排出量は0.8kgで、そのうち70%を廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ）、30%を資源（古紙やびん・缶・ペットボトルなど）の排出量としています。

イ ごみ・資源の、種類ごとの排出割合は下表のとおりです。

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙
65.1%	4.9%	3.8%	2.1%	1.7%	22.4%

ウ 排出量、回収間隔に応じて資源回収容器等の最低必要数を計算し、それに予備率1.4を乗じて、容器数・束数を計算してください。古紙については予備率を用いず、4を乗じて（※）通常の回収間隔の4倍で計算してください。
※古紙類については、住民による自主的な資源回収活動である「集団回収」を区が支援しており、区からは回収量に応じた報奨金を支給しています。

集団回収による回収頻度は、回収業者と住民による団体の契約形態により異なりますが、月1回~2回の回収が一般的です。相応の保管場所がなければ集団回収を実施することができないため、通常の回収間隔の4倍としています。

③ 資源回収容器の必要個数、古紙の束数により、資源保管場所の必要面積を算出してください。各回収容器の大きさは次のとおりです。

びん・缶回収用コンテナ	縦37cm×横52cm×高さ30cm
ペットボトル回収用コンテナ	縦44cm×横65cm×高さ38cm
古紙の束（新聞、雑誌等）	縦21cm×横30cm（A4大の古紙）

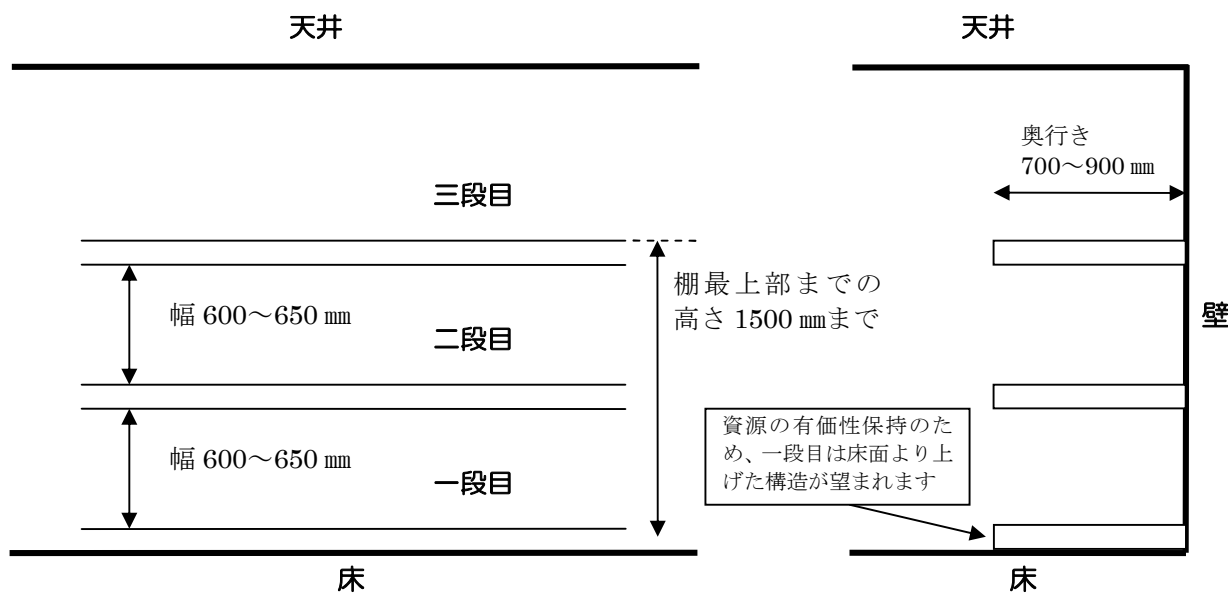
(2) 資源保管場所の位置・構造を決めてください。

- ① 廃棄物保管場所と同室内での設置が望まれます。やむを得ず別の場所に設置する場合には、雨風を防ぎ、臭いや汚水の漏泄を防止するため、必ず屋根・囲いを設けて密閉された構造にしてください。
- ② 廃棄物の保管場所と明確に区分し、資源の分別を容易に行なえるようにするため、棚を設けて3段で設置してください（3段まで可）。棚上3面の有効面積の合計をもって、算定した必要面積を確保してください。
- ③ 棚の材質は、スチール・コンクリート等、資源の重量を配慮したものとしてください。
棚の幅や奥行き・間隔等は、実用性のあるものとしてください。
（奥行き 700～900 mm、間隔 600～650 mm、最上部 1500 mm程度）
- ④ 作業スペースについて、資源の搬入搬出作業や、新聞・雑誌等の仕分け荷造り等のスペースとなりますので、資源保管場所と隣接したものとしてください。専用で面積が確保できない場合は、廃棄物保管場所の作業スペースや通路との兼用でもかまいません。
※図面上で作業スペースを明記してください。

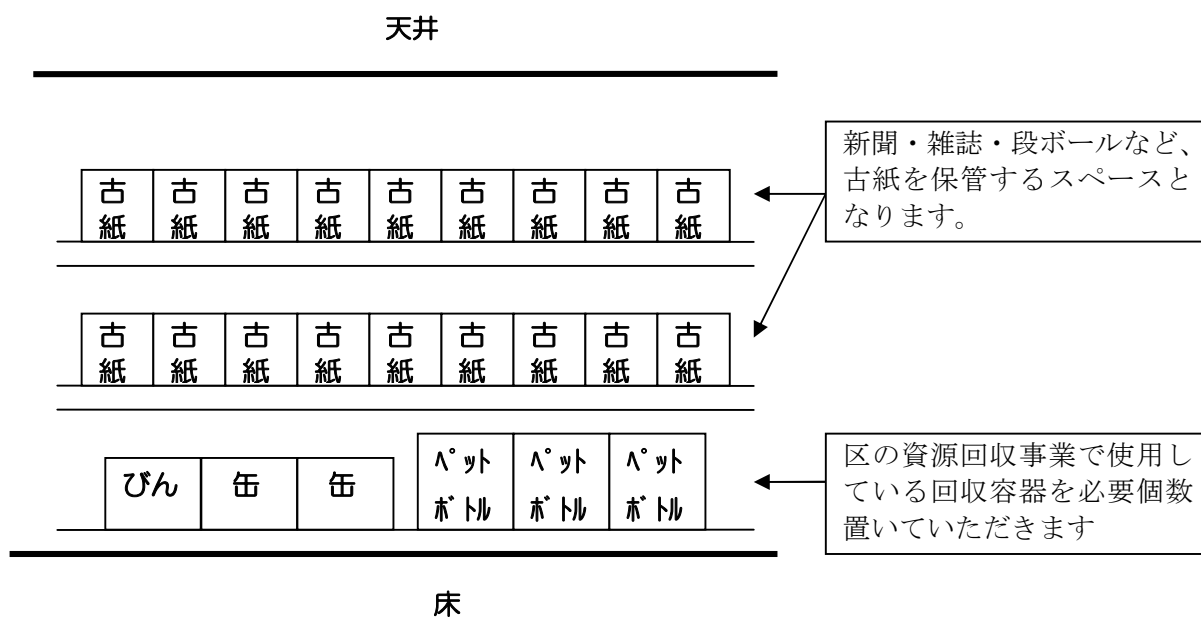
(3) 資源保管場所の設置例

標準的な設置例 算定面積が8㎡となった場合

棚の設置例) 幅 3000 mm × 奥行き 900 mm × 3段 = 8.1 ㎡ > 8.0 ㎡



資源保管場所の使用例



4 参 考

集合住宅の建築および管理に関する条例（抜粋）

（廃棄物保管場所等の設置）

第13条 建築主は、集合住宅の建築をしようとするときは、当該集合住宅の敷地内に、規則で定めるところにより、次に掲げる施設を設置しなければならない。

- （1） 廃棄物保管場所
- （2） 資源保管場所

集合住宅の建築および管理に関する条例施行規則（抜粋）

（廃棄物保管場所等の設置基準）

第12条 条例第13条第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 閉鎖された構造により臭気、汚水等の流出を防止すること。
- （2） 廃棄物の収集作業に支障の無い近隣に配慮した位置に設置すること。
- （3） 廃棄物の種類、排出量及び保管日数に応じて、十分に収納できる規模とすること。

2 条例第13条第2号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 資源回収をより効率的に進めるため、十分な規模を確保すること。
- （2） 廃棄物保管場所と区別するとともに、資源の搬入搬出作業を効率的に実施できる場所に設置すること。
- （3） 資源の有価性を保持するとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさないように配慮した構造とすること。

北区居住環境整備指導要綱（抜粋）

（廃棄物保管場所及びごみ集積所）

第15条 事業者は、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月東京都北区条例第28号）及び別に定める要綱に基づき敷地内に廃棄物保管場所を設置するものとする。

2 事業者は、区と協議の上、ごみ集積所を設置するものとする。

（資源保管場所）

第16条 事業者は、集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱（平成6年9月6日北区第117号区長決裁）に基づき資源保管場所を確保するものとする。

集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱

平成 6年 9月 8日 区長決裁
改正 平成 7年 4月 19日 区長決裁
改正 平成 8年 6月 21日 区長決裁
改正 平成 17年 3月 14日 区長決裁
改正 平成 20年 9月 30日 区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則（平成20年9月東京都北区規則第61号。以下「規則」という。）及び北区居住環境整備指導要綱（平成4年12月4日北環住第284号区長決裁）に規定する資源保管場所の設置に関する事項を定めるとともに、資源の効率的な再利用の促進とゴミの減量を図り、もって、資源循環システムの形成に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源 区が直接行う資源回収又は区が支援する資源回収の対象物をいう。
- (2) 集合住宅等 階数3以上で、かつ、住戸数が15戸以上の共同住宅の用途に供する建築物をいう（規則第4条第1項第1号に掲げる高齢者専用賃貸住宅、認知症対応型共同生活介護を行う施設、共同生活介護及び共同生活援助を行う施設、児童養護施設及び児童自立支援施設並びに同項第2号に掲げる一の法人等の施設である寮として用いる共同住宅を含み、下宿、長屋及び寄宿舎は含まないものとする）。
- (3) 建築主 集合住宅等の建設工事に関する請負工事の注文者又は請負契約によらないで自ら工事を行う者をいう。
- (4) 所有者等 集合住宅等の所有者又は所有者から委託を受けて当該住宅の管理を行うものをいう。
- (5) 資源保管場所 資源の一時保管及び搬出搬入作業に必要な場所をいう。

(対象建築物)

第3条 この要綱は、集合住宅等の建設に適用する。

(区長の責務)

第4条 区長は、家庭系を中心とした資源の回収を適切かつ効率的に実施することに努めるとともに、集合住宅等の居住者に対して資源リサイクルに関する啓発を行うものとする。

(設置基準)

第5条 建築主は、集合住宅等を建設する場合、次の各号の設置基準を満たす資源保管場所を確保するものとする。

(1) 規模

- ア 資源の一時保管場所として、別表に基づき算定した面積を確保するものとする。

イ 資源の搬出搬入作業場所として、住戸数50戸未満については3㎡を確保し、住戸数50戸以上については6㎡を確保するものとする。

(2) 設置場所 資源保管場所の設置は、廃棄物保管場所と明確に区分するとともに、資源の搬出搬入作業を効率的に実施できる場所に設置する。

(3) 構造 資源保管場所の構造は、資源の有価性を保持するとともに周辺環境に悪影響を及ぼさないように配慮した構造とする。

(管理基準)

第6条 対象建築物の所有者等は、資源保管場所を自主的に管理するとともに、資源の収集、保管、回収方法について、居住者に周知徹底を図らなければならない。

(事前協議及び設置計画書)

第7条 建築主は、対象建築物を建設する場合は区長に対し、第5条に規定する設置基準の適用について事前に協議を行わなければならない。

2 建築主は、前項の協議内容を資源保管場所設置計画書(第1号様式)に示し、これを区長に提出しなければならない。

3 建築主は、資源保管場所設置計画書に基づき資源保管場所の建設を行わなければならない。

4 当該建築物の譲受人は、資源保管場所設置計画書及び譲渡人と区との合意事項を遵守するものとする。

(完了報告)

第7条の2 建築主は、前条第3項で規定する建築物の工事を完了したときは、速やかに、資源保管場所設置完了届(第2号様式)により区長に報告するものとする。

(勧告等)

第8条 区長は、建築主が第7条に規定する事前協議を行わない場合は、協議を行うよう勧告することができる。

2 区長は、建築主又は所有者に対して、必要と認める場合は、資源保管場所に関する報告を求めることができる。

(その他)

第9条 区長は、この要綱に定める事項の他特に必要と認められる事項については別に定めることができる。

付 則

(実施時期)

1 この要綱は、平成6年9月8日から施行する。

2 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

4 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成20年9月30日区長決裁20北環り第1738号)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

資源保管場所面積算定表

(1) 住戸の占有面積に応じて次のとおり算定人数を計算し、その合計を◎に記入する

住居占有面積	人員数 ㉑	戸数 ㉒	算定人数 ㉑×㉒
～20㎡	1.0人	()戸	()人
～30㎡	1.5人	()戸	()人
～40㎡	2.0人	()戸	()人
～50㎡	2.5人	()戸	()人
～60㎡	3.0人	()戸	()人
60㎡超	4.0人	()戸	()人
計	—	—	()人◎

(2) 資源回収用容器数等の算定

算定人数の計◎を、次の算定式に当てはめ、資源回収用容器等の必要個数・古紙束数を算出する

資源種別	算定人数◎ × 排出基準 × 種別割合 × 回収間隔 ÷ 容器・束容量 = 最低必要数 A	× 予備率	= 容器数・束数 B
びん	()人 × 0.8 kg × 0.038 × 6日 ÷ 12.0 kg = ()	× 1.4	= ()個①
缶	()人 × 0.8 kg × 0.021 × 6日 ÷ 4.0 kg = ()	× 1.4	= ()個②
			びん・缶回収容器計 ①+② = ()個③
ペットボトル	()人 × 0.8kg × 0.017 × 6日 ÷ 3.5 kg = ()	× 1.4	= ()個④
古紙	()人 × 0.8kg × 0.224 × 6日 ÷ 5.7 kg = ()	× 4	= ()束⑤

〈算定上の注意〉

- 1 最低必要数 A は、小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位の数値を記入してください。
- 2 容器数・束数 B は、小数点以下を切り上げた整数値を記入してください。
- 3 排出基準0.8kgは、可燃・不燃ごみを合わせた住民1人1日あたりの平均排出量で、そのうち種別ごとの割合は、可燃ごみ65.1%・不燃ごみ4.9%・びん類3.8%・缶類2.1%・ペットボトル1.7%・古紙類22.4%です。
- 4 古紙の予備率については、区の資源(古紙)回収間隔が週1回(6日)であるのに対し、住民が集団回収を実施した場合の回収頻度が一般的に月1回となるため、それに対応できる保管場所を確保することとし、通常の回収間隔の4倍としています。
- 5 その他の予備率は一律40%を確保してください。

(3) 資源保管場所面積の算定

容器数・束数 B の③④⑤を、以下の算定式に当てはめ、資源保管場所の必要面積を算出する

種別	算定式	必要面積
びん・缶 コンテナ	縦0.37m × 横0.52m × 容器()個③ = ()㎡ (A)	()㎡
ペットボトル コンテナ	縦0.44m × 横0.65m × 容器()個④ = ()㎡ (B)	
古紙の束	縦0.21m × 横0.30m × 古紙()束⑤ = ()㎡ (C)	

〈算定上の注意〉

必要面積は(A)～(C)を合計した後、小数点第2を切り上げ、小数点第1位までの数値としてください。

平成 年 月 日	
東京都北区長 殿	(建築主) 住 所 _____ 氏 名 (法人名・代表者名) _____ 電話番号 _____
<h2>資源保管場所設置計画書</h2> <p>集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱 第7条第2項の規定により資源保管場所設置計画書を提出します。</p>	
建築物名称（仮称）	
建設場所（旧住居表示）	
竣工時期	平成 年 月 日 （ 予定 ）
面 積	敷地面積： m^2
	建築面積： m^2
	延床面積： m^2
住戸数等	住 戸 : 戸 店舗等 : 戸 （ 用途 : ）
資源保管場所等の規模	資源保管場所 m^2 図面に柵の有効面積を求める計算式を記載してください ※ 面積算定表による必要面積 (m^2) 作業スペース m^2 図面に位置を示し、有効面積を求める計算式を記載してください
添付書類	別表「資源保管場面積算定表」（必要事項を記入のこと） 案内図・一階平面図・柵の展開図を添付してください。
連絡先（工事管理者等） 所在地 名称、電話番号 担当者名	

平成 年 月 日

東京都北区長 殿 建築主住所
氏名
(法人名)
電話

資源保管場所設置完了届

当該建築物の工事が完了したので、集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱第7条の2に基づき完了届を提出します。

建築物	名称： 住居表示： 世帯数： 述床面積： m ²
建築主	住所： 氏名： 電話：
工事管理者	所在地： 名称： 電話： 担当者
管理会社	所在地： 名称： 電話： 担当者
資源保管場所等	資源保管場所 m ² (図面に棚の有効面積を求める計算式を記載してください) 作業スペース m ² (図面に位置を示し、有効面積を求める計算式を記載してください)
添付書類	別表「資源保管場所面積算定表」(※必要事項を記入のこと) 案内図・一階平面図・棚の展開図を添付してください。
工事完了日	平成 年 月 日
入居開始予定日	平成 年 月 日

※この欄はリサイクル清掃課で記載します

現場確認日	平成 年 月 日
ステーション回収開始日	平成 年 月 日

《窓口》東京都北区生活環境部リサイクル清掃課
(提出は1部です)